

公調委平成29年(セ)第9号東大阪市における工場からの大気汚染・悪臭による
健康被害等責任裁定申請事件

裁 定

(当事者省略)

主 文

申請人の本件裁定申請を棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 裁定を求める事項

被申請人は、申請人に対し、1057万7000円を支払え。

第2 事案の概要

1 本件は、肩書住所地に所有する自宅（以下「本件自宅」という。）に居住していた申請人が、被申請人が操業する各種ボルトナット製造加工工場から排出される粉じん、^{すす}煤、ガス及び悪臭等が原因で、化学物質過敏症を発症して転居を余儀なくされた、本件自宅の天井、壁等が黒く変質し、リフォームが必要になった、申請人の母を胆管がんで亡くし、精神的苦痛が生じたなどと主張して、被申請人に対し、不法行為に基づき、損害賠償金1057万7000円の支払を求める責任裁定の事案である。

2 前提事実（掲記する証拠、審問の全趣旨により容易に認められる。）

(1) 申請人は、平成12年××月、本件自宅（木造瓦葺^{ぶき}2階建、昭和52年××月新築）及びその敷地を購入し、その頃から、本件自宅で、申請人の母と生活を始めた（乙3の1・2）。申請人の母は、平成22年××月××日、胆管がんで死亡した（甲5）。

(2) 被申請人は、昭和25年××月に設立された各種ボルトナットの製造加工販売等を目的とする株式会社である。現在、大阪府東大阪市〇〇△△所在の工場（以下「被申請人工場」という。）及び同市〇〇□□所在の工場（以下「被申請人第2工場」という。）で、それらの製造加工を行い、被

申請人工場の南側にある駐車場を賃借し、資材置場及び駐車場として使用している。

被申請人工場は、事務所として使用している木造2階建の建物（以下「事務所棟」という。）、工場として使用している木造平屋建の建物（以下「木造工場棟」という。）及び鉄骨造2階建の建物（同建物は、後記第3の1(1)イ及びケのとおり、平成30年6月まで工場として使用していた事実が認められるため、以下「鉄骨工場棟」という。）の3棟から成る。

本件自宅と被申請人工場及び被申請人第2工場との位置関係は、別紙1のとおりである。

- (3) 申請人は、平成29年12月12日、公害等調整委員会に対し、本件裁定申請をした。

3 当事者の主張

(1) 申請人の主張

ア 被申請人工場から、粉じん、煤、ガス、悪臭が排出されている。本件自宅の窓枠に銀色の粉が積もり、平成16年頃からは本件自宅内に煤が入るようになり、天井が真っ黒になった。

平成20年6月、被申請人代表者は、倉庫として建築確認を取った建物（鉄骨工場棟）を工場として使用し、操業を拡大した。この頃から、本件自宅のベランダに粘液性の降下ばいじんが飛来して沈着し、本件自宅内に悪臭が籠もるようになった。

上記降下ばいじん及び本件自宅内の空気清浄機のフィルターの付着物等の分析や、VOC測定器による大気測定等を行ったところ、被申請人工場から排出されている粉じん、煤、ガスに、アセテート繊維又はアセテート樹脂（以下「アセテート繊維等」という。）、亜鉛、鉛等の多種類の重金属、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、ベンゼン等の揮発性有機化合物、ダイオキシンが含まれていることが判明した。

アセテート繊維等は、研磨材としての使用によって発生したと考えられ、被申請人の研磨作業に伴って、重金属を含む粉じんとして飛散しているものと考えられる。

また、被申請人工場から、酢酸臭や鋳物を空だきしたような悪臭が放たれており、その原因として、使用済みのアセテート繊維等を氷酢酸で煮沸して違法に産業廃棄物を処理していることや、クーラント（水溶性切削油）の適切な管理が行われず、腐敗していることが考えられる。

イ 申請人は、平成20年6月、本件自宅内で、被申請人工場からの大量のガス及び油性臭を吸い、体調を崩した。申請人は、平成21年3月、百貨店内や電車内が煤臭く感じるという嗅覚の異常を感じ、aアレルギー科を受診したところ、b医師から、化学物質過敏症であり、本件自宅から離れるようにと忠告され、投薬治療等を受け、別紙1の文化住宅（以下「文化住宅」という。）に転居した。その結果、1か月で上記症状から回復した。

平成28年春、文化住宅にも被申請人工場からの汚染物質が移流してくるようになり、申請人は、再度、化学物質過敏症を発症した。平成29年には、申請人の症状が複合型化学物質過敏症に移行し、b医師から、更に転居を勧められ、申請人の脳に異常があり、治癒はしないと言われた。申請人は、現在も居を転々としている。申請人は、令和元年9月、cクリニックのd医師から化学物質過敏症との診断を受けた。

申請人の母は、本件自宅に転居する前は、入院もしたことがない健康体であったが、平成20年6月頃から体調を悪化させ、同年12月に胆管がんと診断された。被申請人工場で、表面研磨や表面洗浄のためにベンゼン等の大量の有機溶剤が使用されていることが、胆管がんの原因と考えられる。平成21年秋には、被申請人工場から排出された粉の嵐が、本件自宅内の申請人の母の部屋に入ってきた。申請人の母の闘病期間は

短く、平成22年××月に死亡した。被申請人工場の周辺住民も、がん等で多数死亡している。

ウ 被申請人工場から排出されている粉じん、煤、ガス、悪臭により、申請人には、次の(ア)ないし(エ)のとおり、合計1057万7000円の損害が発生した。

(ア) 本件自宅のリフォーム代等 300万円

本件自宅の天井、柱などの木目や壁がばいじんのために黒く変質し、ベランダも劣化した。本件自宅を売却又は賃貸するには、リフォームが必要である。また、申請人の衣類にも油臭がこびりついている。これらのリフォーム代等300万円を損害として主張する。

(イ) 医療費、住宅設備費、転居費等 257万7000円

①申請人が支出した治療費6万5000円、②調査費13万円、③空気清浄機及び換気扇の購入費用並びに網戸の買い換え費用70万円、④文化住宅への転居に伴いかかった費用80万5000円、⑤外国製絨毯、寝具マットレス、衣服、下着及びカーテンの買い換え費用30万円、⑥アパートの賃料(5か月)、URとの契約に要した費用、ハイツの初期費用、文化住宅のリフォーム代、e市へ引っ越し代、化学物質過敏症用空気清浄器2台及び化学物質対策アルミシート購入費用、ネットカフェ等の宿泊費用のうち57万7000円、①ないし⑥の合計257万7000円を損害として主張する。

(ウ) 化学物質過敏症に関する慰謝料 200万円

申請人が化学物質過敏症を発症し、平成29年9月頃から症状が更に悪化していることについて、慰謝料として200万円を主張する。

(エ) 申請人の母を喪失したことの慰謝料 300万円

申請人の母が胆管がんを患い、短期間の闘病期間で死亡したことについて、申請人自身の精神的苦痛を損害として主張する。

エ よって、申請人は、被申請人に対し、不法行為に基づき、1057万7000円の損害賠償請求権を有する。

(2) 被申請人の主張

ア 申請人の主張アは、否認する。

被申請人は、平成11年以降、エンジン、工作機械及び農機具等の機器部品を製造するための金属切削加工作業を行っている。

被申請人は、東大阪市の指導の下、平成20年に被申請人工場の改善工事（木造工場棟のルーフファンの撤去、天井ボードの設置、壁の化粧ボードによる被覆化、窓の二重構造化、東側窓のサッシの交換、スポットクーラーを撤去し、工場全体の空調を一台で管理する仕様に変更等。以下「平成20年改善工事」という。）を行った。被申請人は、グラインダ回転型の研磨機で工具の研磨作業を行っていたことはあったが、アセテート繊維の研磨材を使用するものではないし、平成20年改善工事の際に同研磨機を撤去しており、以後、研磨作業を行っていない。

被申請人工場には、火熱燃焼装置が存在しないため、燃焼系の排ガスが発生する可能性はないし、クロロホルム等の揮発性有機化合物を含む油類を使用したこともない。被申請人が使用する油類のうち、MSDS（化学物質等安全性データシート。国際整合の観点から、平成24年3月のJISの改訂の際にSDS（安全データシート）に変更されているが、本裁定書では、MSDSとSDSとを区別せず、以下「MSDS」という。）を必要とする油類は、乙8号証の1ないし12で提出しているものが全てであって、使用する切削油の大部分が水溶性切削油であり、油類の使用方法及び使用量等に勘案すれば、人体に影響が出るようなガスの発生はあり得ない。

悪臭については、申請人は、本件裁定申請を行うまでは「油くさい」と述べていたが、アセテート繊維の調査報告書（甲10）を受けて、急遽具

体的な主張を行うようになった。クーラントについては、全ての工作機械にミストコレクタを設置し、機械設備管理規定に基づき、クーラントの補充、交換を行っており、腐敗臭は発生していない。

イ 申請人の主張イは否認する。

申請人は、自身の化学物質過敏症と母の胆管がんの各発症原因について、極めて単純で、漠然とした主張に終始しており、原因物質の特定や人体への影響等について科学的知見に基づく主張立証がなされていない。最近の日本のがんの罹患率やその死亡率を考慮すると、被申請人工場の存在と周辺住民が多数がんで死亡していることとは関連性がない。

ウ 申請人の主張ウは否認ないし争う。

第3 当裁定委員会の判断

1 認定事実

前記前提事実、掲記する証拠等によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 経緯（甲1, 2, 5, 8, 9, 16, 32の1・2, 41, 44, 47, 52の1の1・2, 52の2の2～4, 60ないし62, 64ないし66, 乙1ないし6, 9, 職1, 申請人本人, 被申請人代表者, 審問の全趣旨）

ア 被申請人の沿革

被申請人の前身は、被申請人代表者（平成18年××月就任）の亡祖父が、昭和10年に紡機・農機具等の部品製造業を始めたfであり、昭和12年以降、被申請人工場敷地内の木造瓦葺2階建建物1階（2階は住居）及び木造工場棟を工場として使用していた。その後、昭和25年××月、被申請人が各種ボルトナツトの製造加工販売等を目的とする株式会社として設立された。

被申請人工場敷地の東側の土地は、他社の工場用地であったが、昭和52年頃、9戸の建売住宅（うち1戸が本件自宅）が建築され、それぞれ分譲された。

イ 鉄骨工場棟の新築

被申請人は、上記木造瓦葺2階建建物の屋根が老朽化により崩落したため、平成12年××月××日、同建物跡地に2階建建物（鉄骨工場棟）を新築し、1階を工場、2階を倉庫とし、木造工場棟と屋根を結合させ、壁を共通のものとして、鉄骨工場棟と木造工場棟とを一体の工場として使用するようになった。

ウ 申請人と申請人の母の居住開始

申請人は、平成12年××月、本件自宅を購入し、同宅で申請人の母と生活を始めた。

エ 平成20年改善工事等

東大阪市は、平成20年8月、申請人から被申請人工場を発生源とする粉じん、悪臭被害の申立てを受け、同年××月、被申請人工場の立入調査を行った。同市は、被申請人工場内の臭気が木造工場棟の屋根上3か所に設置されたルーフファンから排出されていること等を確認し、被申請人に対し、使用油類のMSDSの提出を求め、窓やダクトの改善が必要であることを伝えた（当時、被申請人工場の作業環境（木造工場棟及び鉄骨工場棟）中の排気及び換気は、上記ルーフファンの作動によるほかに、木造工場棟南端の排気口や、窓や鉄骨工場棟の北側シャッターを開くことによっても行われていた。）。

被申請人は、東大阪市に使用油類のMSDSを提出するとともに、同市の指導に従って改善工事を行うこととした。被申請人は、同年10月以降、上記ルーフファンを全て撤去、壁に化粧ボードを設置するなどし、同年12月、木造工場棟内に天井ボードを設置し、窓を二重構造にして木造工場棟内の密閉性を高め、被申請人工場の作業環境中の空気を、木造工場棟の天井ボードに付けた吸気口（6か所）を通して天井裏の排気用ダクトに吸引し、斜流ファンを作動させることにより、新たに設置した木造工場棟南

側のダクト排気口（以下「ダクト排気口」という。）から屋外へ局所排気する方法を採用し、外気は、同斜流ファンを作動させ、木造工場棟北側に設置した吸引ガラリから取り入れることとし、既存の木造工場棟南端の排気口は、天井裏の排熱のために使用するという一連の工事を行った（被申請人の平成30年12月19日付け準備書面別紙No.3参照。なお、申請人は、ルーフファン及び排気口の撤去から換気システム稼働前までの間は、被申請人工場の窓からホースを出し、のれんで隠して違法な排気を行っていたと主張しているが、そのような事実を認めるに足りる証拠はない。）。

さらに、被申請人は、ミストコレクタが設置されていない工作機械には、オイルミストの飛散口等に鉄板、樹脂板等で遮蔽をしていたが、平成20年12月、全ての工作機械にミストコレクタを設置した。また、年に1回、10分程度、熟練の作業員に行わせていた工具の研磨作業をやめ、当該作業に使用していた双頭グラインダ（集じんカバー付きの卓上型の研磨機）を撤去した。

東大阪市は、平成21年××月、被申請人工場の立入調査を行い、上記各工事が完了したことを確認した。また、同市が、同年3月、工場周辺4か所で臭気のサンプリング及びその分析を行ったところ、臭気指数、臭気濃度のいずれも10未満であった。

オ 申請人の文化住宅への転居等

申請人の母は、平成20年6月頃から体調を悪化させ、同年12月には胆管がんと診断された。

申請人は、平成21年3月、百貨店内や電車内が煤臭いという嗅覚の異常を感じ、aアレルギー科を受診した。申請人は、同院のb医師からタチオン散20%など薬の処方を受けるとともに、転居を勧められたため、申請人の親戚が所有する文化住宅に転居し、有機食品を摂取するなどしたところ、1か月程度で症状が改善した。

申請人の母は、平成22年××月、死亡した。

申請人は、平成27年以降、毎年4月、アレルギー性鼻炎によるぜんそく様の咳が出るようになった。申請人は、平成28年春、本件自宅周辺が油臭く、嗅覚に異常を感じたため、再び、aアレルギー科を受診し、b医師から点滴やタチオン散20%など薬の処方を受けたところ、3か月程度で症状が回復した。

カ 大阪府公害審査会への調停申請

申請人は、平成28年9月、大阪府公害審査会に対し、被申請人及び東大阪市市長を相手方として調停を申請し、平成29年4月、調停委員会による現地確認が行われるなどしたが、同年6月8日、同調停は不成立となった。

キ 鉄骨工場棟の切離し

東大阪市は、平成28年12月頃から、事務所兼併用住宅として建築確認がされた鉄骨工場棟について、被申請人に建築基準法12条5項に基づく報告を求めるなど用途地域規制に関する事実関係を確認し、これを工場として使用していること及び既存不適格である木造工場棟と結合させていることが同規制に違反すると判断し、平成29年××月、被申請人に対し、違反建築物措置命令予告通知書を送付した（なお、東大阪市は、平成21年にも、被申請人に対し、同項に基づく報告をするよう勧告を行っている。）。

被申請人は、平成29年8月、木造工場棟と鉄骨工場棟との切離し工事を行い、鉄骨工場棟に設置している工作機械の移転先を検討するようになった。

ク 本件裁定申請等

申請人は、平成29年頃から、被申請人工場からの臭気が強く、文化住宅に入ってくるとして、aアレルギー科に通院し、b医師から点滴や薬の

処方を受けたが、薬の効果を感じなくなっていった。

申請人は、同年12月12日、公害等調整委員会に対し、本件裁定申請をした。

ケ ダクト排気口の位置変更等

被申請人は、平成30年1月、ダクト排気口に最も近い家屋の住民（以下「U氏」という。）から苦情を受けた東大阪市の指導により、ダクト排気口の位置を変更し、被申請人工場の作業環境中の空気が、木造工場棟と事務所棟との間のビニール天井と壁で覆われた空間内に排出されるようにした（職1の20頁写真番号⑬参照）。これにより、被申請人工場の作業環境中の空気は、木造工場棟南側の事務所棟東側にあるシャッター（以下「南側シャッター」という。）を開けたときに、屋外に出るようになった。

被申請人は、同年4月4日から同年6月4日までの間、鉄骨工場棟に設置していた工作機械を順次搬出し、それを被申請人第2工場や木造工場棟に搬入、設定等を行ったことにより、同年6月以降、鉄骨工場棟を工場として使用していない。

コ 化学物質過敏症の診断等

申請人は、平成29年末頃から、b医師による治療の効き目を感じなくなり、嗅覚の異常が慢性化したと感じるようになった。申請人は、平成30年1月頃から、文化住宅からの避難先や転居先を探し始めたが、マンションの内見での立ちくらみや、下痢や硬直の症状を繰り返し、平成31年3月頃からは電磁波で頭痛や目の痛み等の症状が出るようになったため、居を転々とする生活をするようになった。

申請人は、令和元年9月5日、cクリニックのd医師を受診し、問診と眼球追従検査等複数の検査を受け、同日、化学物質過敏症との診断を受けた。

- (2) 被申請人の作業内容、使用油類等（甲47、乙8の1～12、9、職1、

2、被申請人代表者、審問の全趣旨)

ア 作業内容

農機具用のボルトナット等，線材の切削，成形された鋳物の加工を行っている。上記1(1)エのとおり，平成20年改善工事前は，刃物状の工具の成形作業も行っていた。

イ 作業時間

原則は，午前8時から午後5時まで，月2回週休2日，その余は週休1日である。10月から翌年3月までの繁忙期は，午後9時まで作業が行われており，発注先の需要変動によっては深夜まで作業が行われ，休日に作業が行われるときもある。

ウ 工作機械

平成12年以降，被申請人が使用していた切削加工を用途とする工作機械の名称，型番，設定年月日，平成12年時点の設定場所及び平成30年4月時点の設定場所，各工作機械と使用油類との対応関係，油類の用途等は，別紙2のIのとおりである。

被申請人は，別紙2のIの設定年月日欄記載のとおり，平成12年時点でCNC旋盤等の機械制御された工作機械を9台導入していたが，その後，同種の工作機械を多数導入して木造工場棟又は鉄骨工場棟に設置し，それに伴い，平成20年改善工事以降，ボール盤（卓上ボール盤，立形ボール盤等である。この中には，乾式のものゝ湿式のものゝ含まれ，湿式のものゝは，エマルカットNCをボール盤の先端部に注油して使用する。），フライス盤及びスリ割機（いずれも湿式であり，サルクラットS-13を刃先に注油して使用する。）等の工作機械を被申請人第2工場に移動させた。

被申請人が使用していたその他の機械の名称，型番，設定年月日，同月時点の設定場所，用途は，別紙2のIIのとおりである。

なお，被申請人工場には，切削加工の作業工程に燃焼工程はなく，また，

同工場内で廃棄物の燃焼処理等は行っていないため、燃焼、排煙設備はない。

エ 使用油類

平成12年以降、被申請人が使用している油類（洗浄油を除く）の製品名、用途、使用方法及び含有成分は、別紙3の各欄記載のとおりであり、その他、洗浄油として灯油を使用している（職1の21頁写真番号⑰参照、灯油が多量に使用されているものとはうかがわれない。）。

別紙3の年間使用量（L）欄記載の数量は、被申請人工場及び被申請人第2工場の、直近数年における1年間のおおよその使用量である（審問の全趣旨により、上記年間使用量は、被申請人の平成27年から平成29年までの3年間の年間購入量と各油類の使用方法から算出したものと認められる。）。

切削油の使用量について、別紙2のIの設定年月日及び平成30年4月時点設定場所各欄記載のとおり、ボール盤等の工作機械を廃却し、水溶性切削油を使用するCNC旋盤等の工作機械を増やし、平成20年以降はミストコレクタで回収した水溶性切削油を再利用しないこととしたため、水溶性切削油の使用量が増加し、更に平成28年に受注量が急激に増えた結果、平成31年の切削油の使用量は、平成20年のその1.6倍程度となっている。

オ 廃油、廃棄物の処理方法等

希釈された水溶性切削油の廃油は、平成20年改善工事前は、各工作機械において作業を行った翌朝に回収し、缶容器で被申請人工場内に一時保管し、一定量に達すると業者に引取りを依頼していた。平成20年改善工事後は、ミストコレクタで回収した廃油を缶容器（ペール缶）で被申請人工場内に一時保管し、ある程度まとまると被申請人第2工場に移し、ドラム缶に一時保管して、一定量に達すると業者に引取りを依頼し

ている。

廃棄物（ドライ粉以外）は、適宜回収して被申請人工場内に一時保管し、一定量に達すると業者に引取りを依頼している。有価物（ドライ粉）は回収して被申請人工場南側の駐車場に柵を設けた場所で一時保管し、平成29年4月以降は保管場所を被申請人第2工場に変更して、一定量に達すると業者に買取りを依頼している（申請人は、本件自宅に隣接する下水口の汚泥を元素分析した結果、鉄、亜鉛、硫黄、銅等の元素濃度が顕著であり、被申請人が産業廃棄物を下水道に廃棄していた可能性があるなどと述べているが、そのような事実を認めるに足りる客観的証拠はない。）。

2 被申請人の加害行為について

(1) 粉じんについて

ア 申請人は、被申請人の加害行為として、被申請人工場から、研磨作業で発生する粉じんが排出、飛散していると主張する。

しかし、申請人が本件自宅で生活するようになった平成12年以降の被申請人の作業内容等は、上記1(2)で認定したとおりであり、研磨作業を行っていた工作機械は、平成20年改善工事以前に使用していた双頭グラインダと、整理No.37のバレル研磨機のみである（別紙2）。

東賢一専門委員（以下「東専門委員」という。）は、グラインダによる研磨作業一般につき、研磨によって発生する金属粉じんのほか、摩擦熱によって熔融された金属が金属ヒューム（金属蒸気の凝集物、微細な粒子を含む。）となって発生するものがある旨を述べている（職2）。しかし、上記1(1)エで認定したとおり、被申請人が使用していた双頭グラインダには集じんカバーが付けられており、その作業頻度及び時間も、年に1回、10分程度であったと認められることから、金属粉じんや金属ヒュームの発生量もごくわずかと考えられ、周辺地域に影響を及ぼす程度の量が被申

請人工場の外に排出されていたと認めることはできない。申請人は、本件自宅の窓枠に銀色の粉が積もったと主張し、申請人本人尋問において、2mm程度の大きさから粉のような大きさまでの粉じんがきらきら光っていたと述べているが、それが被申請人工場からの飛来物であると認めるに足りる的確な証拠はない。

また、整理No.37のバレル研磨機は、バレストーンとコンパウンドを溶かした水を製品と一緒にに入れて製品のエッジを丸めるための研磨機であり、密閉式で、粉じんが外部に飛散する構造とは認められないから（職1の21頁写真番号⑩）、同研磨機の作動による粉じんが、被申請人工場の外に排出されていると認めることもできない。

イ 申請人は、金属様の粉じんのほか、黒色異物（甲10, 56の試料、職1の10頁写真番号⑩等）も被申請人工場からの飛来物であるとし、本件自宅のベランダの降下ばいじん（甲10, 56の試料）の成分が、ケイ素、アルミニウム等の無機物を含むアセテート繊維等であったことから、被申請人が、アセテート繊維等を研磨材として使用していたと考えられる旨主張し、本件自宅の軒下にぶら下げたタオルの付着物や申請人の母が使用していた空気清浄機のフィルターの付着物等の分析結果についても、るる述べる。

しかし、被申請人が使用していた工作機械の中に、アセテート繊維等を研磨材として使用する機械は見当たらないのであるから、本件自宅のベランダの降下ばいじん等の分析や比較をもって、被申請人工場からの飛来物であると判断することはできない。東専門委員も、上記試料の主成分は細かな有機物で、アセテート樹脂の可能性があり、他の無機物は大気中の浮遊物質由来と想定され、混ざりあって黒色異物化したと想定されるとした上で、黒色異物と空気清浄機フィルター付着物については、それぞれに含まれる元素成分と構成比率が類似し、発生源が同じである可能性があるが、

その発生源が被申請人工場内であることを示す根拠は見当たらないと述べている（職2）。

申請人は、被申請人が平成30年4月に鉄骨工場棟の工作機械を搬出した際に、アセテート繊維を使用する研磨機を搬出し、証拠隠滅を行ったと主張するようである。しかし、被申請人が同年4月に鉄骨工場棟に設置していたと説明する工作機械とその移設先は、当委員会事務局職員が事実調査（以下「事実調査」という。）で確認しており（職1）、被申請人工場の広さからみても、上記1(2)ウで認定した工作機械に加えて、研磨機があったと推認することはできない。

また、申請人は、鉄骨工場棟の用途地域規制違反の事実、被申請人が賃借している駐車場の使用状況、深夜操業による騒音問題、U氏宅の子が金属アレルギーと診断されたこと等指摘するが、それらの中に、被申請人工場から粉じんが排出されているとの認定に結びつく当を得た指摘は見当たらない。

ウ 以上のとおり、被申請人工場から、研磨作業で発生する粉じんが排出、飛散されたという加害行為を認めるに足りる証拠はない。

(2) 煤について

申請人は、被申請人の加害行為として、被申請人工場から煤が排出されているとも主張する。

しかし、上記1(2)ウのとおり、被申請人工場では、燃焼工程を伴う作業は行われておらず、燃焼、排煙設備も見当たらない。

したがって、被申請人工場から燃焼に伴う煤が排出されているという加害行為を認めることもできない（申請人は、微粒子状のものを煤と捉えていると解され、下記(3)、(4)で、ガス、油じんとして更に検討する。）。

(3) 揮発性有機化合物、ダイオキシンを含むガスについて

ア 申請人は、被申請人の加害行為として、被申請人工場から、クロロホ

ホルム， 1， 2－ジクロロエタン， ベンゼン等の揮発性有機化合物が排出されていると主張し， 本件自宅の1階と文化住宅の1階の2か所で， 簡易式VOC計で測定をしたところ， 文化住宅の1階において， 測定した13日間のうち平成29年9月9日と同年9月15日の夜間に高濃度を記録した旨述べている。

しかし， 被申請人工場において， クロロホルム， 1， 2－ジクロロエタン， ベンゼンを含む油類が使用されていることを認めるに足りる証拠はない。 また， 簡易式VOC計の精度の点はおくとしても， より被申請人工場に近い本件自宅の1階では記録されず， 文化住宅の1階でのみ， かつ， 夜間に単発で記録された結果をもって， 被申請人工場を発生源とする揮発性有機化合物によるものと認めることはできず， 上記簡易式VOC計の記録結果をもって， 被申請人工場から高濃度の揮発性有機化合物が排出されていると認めることもできない（被申請人の使用油類中に含まれる化学物質については下記(4)）。

イ また， 申請人は， U氏宅の網戸に付着していた粉じんにダイオキシン類が含まれていたことをもって（申請人の「U氏宅窓網戸付着のダイオキシン類のgによるぶんせき結果」と題する平成31年3月29日付け書面別紙等）， 被申請人工場からダイオキシンが排出されているとも主張する。

東専門委員は， 上記粉じん中のダイオキシン類の含有量は0.18 ng-TEQ/g（180 pg-TEQ/g）であり， 網戸に付着した粉じんであるから， 手などに付着しての摂食や皮膚接触による長期的な影響を考慮して設定された土壤中の環境基準（1000 pg-TEQ/g 以下， 平成11年環境庁告示第68号）と比較するのが適切であるとし， これと比較しても， U氏宅の網戸に付着していた粉じん中のダイオキシン類の含有量は， 摂食や皮膚接触による長期的な影響が懸念されるレベルでなく， ダイオキシン類

対策特別措置法の廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理基準（3 ng-TEQ/g）以下であると述べている。また、同専門委員は、ダイオキシン類は炭素、酸素、水素、塩素を含む物質の加熱過程で自然に生成する副生物であり、ごみの焼却による燃焼が主な発生源であるが、たばこの煙や自動車排出ガスなども発生源である、被申請人工場で、ごみの焼却等のダイオキシン類が発生する程度の加熱工程が存在した事実は見当たらないとも述べている。（職2）

上記の東専門委員の意見は、環境リスク評価の専門的知見に基づく信頼性の高いものであって、同意見によれば、U氏宅の網戸に付着していた粉じん中のダイオキシン類の含有量は、人への健康影響、処理基準のいずれの点からも問題とするようなレベルではなく、そもそも、上記粉じんが被申請人工場に由来すると認める的確な証拠もない。

これに対し、申請人は、網戸に付着している粉じんは、窓を開けると息とともに呼吸器に入るため、土壤の環境基準と比較することは不適切などと述べているが（甲62）、風の力等で粉じんが網戸から剥がれることがあったとしても、大部分は落下し、空気中に拡散した粉じんのごく一部を吸入する可能性があるにすぎず、申請人の上記指摘は当を得たものとは言い難い。また、申請人は、U氏宅の網戸に付着している粉じんは塩素の含有割合が高く、水溶性切削油に醤油等の塩化剤を投入しているとか切削温度は1000℃を超えると想像でき、ダイオキシンの発生条件を満たすなどとも述べているが、憶測の域を出ないものといわざるを得ない（「公調委委員会東賢一委員の意見書に対する申請人の反論」と題する2019年8月31日付け書面4頁で引用されている文献は、切削油剤の必要性について説明したものと解され、切削油剤を使用したときに切削温度が1000℃を超えて切削油剤が燃焼することや、切削油剤が高温になることによりダイオキシン類が発生することを説明する

内容にはなっていない。)

ウ 以上のとおり，被申請人工場から，クロロホルム，1，2-ジクロロエタン，ベンゼン等の揮発性有機化合物やダイオキシン類を含むガス（微小な粉じんを含む）が排出されているという加害行為を認めることはできない。

(4) 油じん（油じんに含まれる化学物質を含む。）について

ア 申請人は，被申請人工場での切削，加工作業で発生する油じん（油類に含まれる化学物質を含めて，油のミスト，油の液体粒子を，以下「油じん」という。）の排出についても加害行為として主張するものと解されるため，以下，検討する。

イ 上記1(2)ウで認定した油類の用途，油類と被申請人工場内に設置されていた工作機械との対応関係及び年間使用量等の事実によれば，被申請人工場に設置されていた工作機械に使用する切削油（ニッケンカットNC-907G，クリアカットHE-300，クリアカットHE-500PA，サルクラットS-13）の油じんが，被申請人工場の作業環境中に発生する主な油じんと考えられる。

別紙3のとおり，これらの切削油には，鉍油（高精製品），トリエタノールアミン，ジエタノールアミン，ロジン，BHTが含まれており，世界保健機関の国際がん研究機関（IARC）の発がん性分類によると，鉍油（高精製品），トリエタノールアミン及びBHTがグループ3（科学的根拠に乏しく人に対する発がん性を分類できない物質）に，ジエタノールアミンがグループ2B（科学的根拠が限定されており，人に対する発がん性があるかもしれないと判断された物質，家庭用防虫剤として使用されているパラジクロロベンゼンやナフタレン，携帯電話などで使用されている無線周波数電磁界，ガソリン排気ガスなど，日常生活で身の回りにあるものと同じグループ）に分類され，またロジン（クリアカットHE-500PAの

ロジンの含有量は1%未満である。)は未分類とされており、人にがんを引き起こす十分な証拠がある物質は見当たらない。また、別紙3のとおり、用途、使用方法、年間使用量を問わず、被申請人に使用実績のある油類のMSDSに記載された全ての化学物質をみても、グループ3、グループ2B及び未分類の物質しか見当たらず、人にがんを引き起こす十分な証拠がある物質は認められない。(職2)

ウ また、東専門委員の意見書(職2)には、トリエタノールアミン、ジエタノールアミン、BHT等の定性的な有害性として、眼等への刺激等の短期暴露の影響、皮膚感作を起こす等の反復又は長期の接触による影響、吸入の危険性等についての記載があるが、これらを含む油じんの排出を加害行為と評価するには、定量的な検討を行う必要がある。

上記1(1)エ、(2)ウで認定した事実によれば、湿式のボール盤、フライス盤及びスリ割機等の工作機械の使用による油じんの発生量は、切削油を工具の先端部や刃先に注油するというその使用方法からみて多くはないと考えられる上、オイルミストの飛散口等が鉄板、樹脂板等で遮蔽された状況下で、作業員が作業を行っていたと認められる。そうすると、上記1(1)エで認定した平成20年改善工事前後の被申請人工場の排気及び換気の状態を考慮しても、これら湿式のボール盤等の使用により発生する油じんが、被申請人工場から、その周辺住民の健康に影響を及ぼす程度の量や濃度で排出されていたと推認することは困難である。

また、CNC旋盤等の機械制御された工作機械は、所定の箇所に切削油を注入し、密閉された機械内において、工具が材料を切削する箇所に注油される仕組みであるところ(職1の14頁写真番号①、同15頁写真番号⑤参照)、上記1(1)エ、(2)ウで認定したとおり、CNC旋盤等の台数が増加した平成20年改善工事以降、油じんの飛散防止のため全ての工作機械にミストコレクタが設置されている。また、事実調査時にも、工作機械が

作動していた木造工場棟内で油ミストは目視されていないし、作業員も何らの対策なく作業可能な状況であった（職1，被申請人代表者）。以上を考慮すると，CNC旋盤等の使用により発生する油じんが，被申請人工場から，その周辺住民の健康に影響を及ぼす程度の量や濃度で排出されていたと推認することも困難である。

加えて，平成12年以降の被申請人工場の作業環境中の油じんの濃度や被申請人工場外への油じんの排出量に関する定量的な証拠がないことを考慮すると，被申請人工場に，油じんの排出という加害行為があったと評価することはできない。

エ 以上のとおり，被申請人工場の作業環境中に発生する油じんには，人ががんを引き起こす十分な証拠がある化学物質は見当たらず，発がん性以外の有害性が知られた化学物質が一部含まれるものの，被申請人工場から周辺住民の健康に影響が及ぶ程度の量や濃度で排出されていたと認めるに足りる証拠はないから，被申請人に加害行為があったと評価することはできない。

(5) 臭気について

ア 申請人は，酢酸臭や鋳物を空だきしたような悪臭が放たれていると主張する。

申請人は，その原因として，使用済みのアセテート繊維等の煮沸処理や，クーラントの腐敗を指摘する。しかし，上記2(1)イで説示したとおり，被申請人がアセテート繊維等を使用していること自体認めるに足りる証拠はない。また，上記1(2)オで認定したとおり，被申請人は，平成20年以降，ミストコレクタで回収した水溶性切削油の廃油を再利用せず，被申請人工場では，廃油を缶容器で一時保管しているにすぎないから，被申請人工場の周辺に及ぶ程度の腐敗臭が発生するとは考えにくく，他に腐敗臭の発生をうかがわせる具体的証拠もない。

他方、被申請人工場では、切削、加工作業に伴う臭気は発生し（主に切削油の臭気と考えられる。事実調査時においても、程度の個人差はあるものの、木造工場棟等において、油臭が明確に確認されている。職1）、被申請人工場の作業環境中の空気の排気とともに、平成20年改善工事前は木造工場棟のルーフファンや窓から、同工事後はダクト排気口から、平成30年1月以降は南側シャッターから、被申請人工場の外に排出されていると考えられる。これを被申請人の加害行為と評価するためには、被申請人工場から、その周辺（本件自宅、文化住宅を含む。）の住民の健康や生活環境に影響が及ぶ程度の臭気が排出されていると認められることが必要である。

イ 申請人は、平成31年2月26日付け回答書に、臭気は平成20年から平成21年までが最もひどく、平成20年6月以降、強弱の違いはあれ、終日臭いが入り、同年6月にはガス漏れかと間違ふほどの濃い油の臭いが入ってきたなどと記載し、申請人が同月頃以降に記載したと思われる未投函の葉書等を証拠として多数提出している（甲46、52の3①ないし⑱）。

まず、平成20年6月から同年12月まで（平成20年改善工事の着手前から同工事完了まで）の間の臭気について検討する。臭気は、大気中で拡散され、気象、風向き等の影響を受けると考えられ、本件自宅に終日臭気が入ってくる状態であったのであれば、本件自宅の周辺家屋にも同様に臭気が入り、周辺住民からの苦情が頻発してしかるべきである。しかし、申請人の説明によっても、周辺住民からの苦情は、被申請人工場北側の寺院が平成20年夏に臭いのでシャッターを閉めるよう被申請人に要請したと近隣住民から聞いたという程度である（2019年6月26日付け「被申請人乙6～9の申請人意見と審問調書に対する意見」の13頁等。なお、甲52の3⑥の申請人が平成21年3月に記載したと思われる葉書には

「…h（被申請人）の公害，結局，私共1軒だけが苦情主でありながら」との記載がある。）。このことは，別紙2のIのとおり，平成20年12月頃までは，CNC旋盤等の工作機械の台数がそれ以降と比較して少なく，そのため水溶性切削油の使用量も少なかったと考えられることと整合している。東大阪市作成の意見書（甲2の4頁）には，「同（平成20）年9月12日，申請人宅に訪問し，話を伺い，申請人側で油臭がしていることを確認したが，」との記載はあるが，「申請人側」が具体的にどこを指すのか必ずしも明らかでない上，その程度や持続時間を示す記載はない。

以上のとおり，被申請人工場の周辺において，上記回答書に記載されたような臭気の状態をうかがわせる客観的証拠はなく，被申請人工場から，その周辺住民の健康や生活環境に影響を及ぼす程度の臭気が排出されていたと認めることはできない（なお，平成20年6月以前の臭気について，申請人が平成13年4月に東大阪市に対して悪臭被害の陳情を申し立てた事実は認められるが，同市が，本件自宅に臭気が及んでいることを確認した事実は認められず（甲2の4頁），他に平成20年6月以前の臭気の状態を判断できる証拠は提出されていない。）。

ウ また，平成20年改善工事後の臭気についてみると，東大阪市作成の意見書（甲2の2頁）には「同（平成21）年1月19日申請人より…i設備に電話連絡したところ，工場のシャッター付近では油臭はするが，申請人宅まで届いているかは確認できていないとの回答を得た。」との記載があり，上記1(1)エのとおり，同市による平成21年3月の工場周辺4か所での臭気のサンプリング及びその分析結果は，臭気指数，臭気濃度のいずれも10未満であったことが認められる。加えて，申請人自身，上記回答書に臭気が2番目にひどかったのは平成28年前後と記載し，周辺住民による臭気の苦情として，上記寺院の苦情の他は平成29年以降のものを挙げている（「被申請人乙6～9の申請人意見と審問調書に対する意見」と

題する2019年6月26日付け書面の13頁、甲52の1の2)。以上を踏まえると、平成20年改善工事後から平成28年頃までの間は、被申請人工場から排出される臭気について、被申請人工場の周辺住民が不快に思う程度に感知する状況にはなかったとみられ、かかる臭気が、周辺住民の健康や生活環境に影響を及ぼす程度で排出されていたと認めることはできない。

エ 平成28年頃以降の臭気については、申請人が、上記ウのとおり、臭気が2番目にひどかったのは平成28年前後と回答していることに加え、平成29年以降の複数の住民による臭気の苦情（いずれも被申請人工場の作業環境中の空気の排出口であるダクト排気口や南側シャッターに近い家屋の住民によるもので、申請人を除き、U氏より北側の家屋の住民からの苦情は見当たらない。）を挙げている。このことは、上記1(2)エで認定したとおり、平成28年に被申請人の受注量が増え、切削油の使用量が増加したことと整合しており、同年頃以降は、被申請人工場からの臭気を、ダクト排気口や南側シャッターに近い家屋の住民が不快に思う程度に感知することがあったと推認することができる。

しかし、その臭気の程度（臭気指数、臭気濃度）に関する客観的証拠はなく、そもそも被申請人工場の作業環境中の臭気が排出されているもので、排出された臭気は大気中で希釈・拡散されることや、ダクト排気口や南側シャッターの位置を考慮すれば、被申請人工場からの臭気が、本件自宅に及んでいたと推認することは困難である。また、文化住宅は、ダクト排気口や南側シャッターと上記苦情が出ている家屋との延長線上の位置にあり、申請人が、文化住宅において、被申請人工場からの臭気を感知することがあったと推認することはできるが、上記のとおり、その臭気の程度（臭気指数、臭気濃度）に関する証拠はなく、被申請人工場の作業環境中の臭気が排出されるものであるところ、工場内の臭気は従業員が呼吸保護用のマ

スク着用など特段の対策なしに作業可能なレベルにある（被申請人代表者）上、排出された臭気は大気中で希釈・拡散されているのであるから、被申請人工場から、その周辺住民の健康や生活環境に影響を及ぼす程度の臭気が排出されていたとまで認めるには至らないというべきである（職2）。

オ 以上のとおり、被申請人工場から、その周辺住民の健康や生活環境に影響を及ぼす程度の臭気が排出されていたと認めるに足りる証拠はなく、臭気についても被申請人に加害行為があったと評価することはできない。

(6) したがって、本件では、粉じん、煤、ガス、油じん、臭気のいずれの点からみても、被申請人に申請人に対する加害行為と評価すべき排出行為を認めることはできない。

3 申請人が主張する各被害との因果関係について

(1) 上記2で説示したとおり、本件では、被申請人に加害行為と評価すべき排出行為を認めることができないため、本件裁定申請は棄却を免れないが、被申請人工場から一定の排出行為があることも事実であるから、申請人の主張内容等に鑑み、これと申請人が主張する各被害との因果関係についても念のため検討する。

(2) 申請人の化学物質過敏症の発症、複合型化学物質過敏症への移行について
申請人は、平成20年6月に本件自宅内で被申請人工場からの大量のガス及び油性臭を吸って体調を崩し、平成21年3月に百貨店内で嗅覚の異常を感じ、化学物質過敏症を発症したが、治療と転居で回復したと主張する。

しかし、上記2で説示したとおり、平成20年6月に被申請人工場から大量のガスや油性臭が排出されていた事実を認めるに足りる証拠はないし、被申請人工場の作業環境中に発生する油じんと臭気が、周辺住民の健康や生活環境に影響を及ぼす程度に排出されていたと認めるに足りる証拠もない。

また、申請人は、低濃度の化学物質に長期間反復暴露された場合にも化学

物質過敏症を発症すると指摘し（甲6）、かかる油じんや臭気に含まれるごく微量の化学物質に長期間反復暴露したことを問題にするようであるが、生活環境中には多種多様の化学物質が存在しており、これに暴露されているのであるから、本件自宅の近隣にある被申請人工場でMSDSを必要とする化学物質を含む油類が使用されているという事実のみをもって、化学物質過敏症の発症原因を被申請人工場に求めることは根拠が乏しいというべきである。上記1(1)オで認定したとおり、申請人は、文化住宅に転居後に症状が回復したと認められるが、同時に薬の処方も受けているのであるから、文化住宅に転居したことによって症状が回復したものとみて化学物質過敏症の発症原因が被申請人工場にあると評価することも相当でない。

さらに申請人は、平成28年春に再度、化学物質過敏症を発症し、平成29年に複合型化学物質過敏症（Multiple Chemical Sensitivity、多種化学物質過敏症を指すものと解される。）に移行したと主張し、証拠（甲60ないし62、64ないし66）を提出する。

上記2(5)で説示したとおり、平成28年頃以降、被申請人工場での切削油の使用量の増加に伴い、申請人が、文化住宅において被申請人工場からの臭気を感知することがあったと推認することはできるが、そのことのみをもって、被申請人工場からの臭気の排出によって、同年春に化学物質過敏症を再発し、平成29年に複合型化学物質過敏症に移行したとする因果関係を認めることはできない。上記1(1)コの認定事実及びd医師の意見書（甲64）によれば、同医師は、申請人の問診と異常検査所見とで申請人を化学物質過敏症と診断したもので、被申請人工場が使用する化学物質やその排出状況に関する情報が確認された上での診断であるとは認められないから、これらの証拠をもって、申請人の化学物質過敏症の原因が、被申請人工場から排出される化学物質にあるとみることはできない。

以上を踏まえると、被申請人工場から排出された油じんや臭気との関係に

ついて、これらを感知したことが申請人の体調に影響したかどうかという意味においては、全く関係がないとは言い切れないとしても、これらの排出と申請人の化学物質過敏症の発症及び複合型化学物質過敏症への移行との間に因果関係を認めるには至らないというべきである。

(3) 申請人の母の胆管がんによる死亡について

申請人は、母が胆管がんで死亡したことについて被申請人の加害行為と因果関係があるとして、被申請人がベンゼン等の大量の有機溶剤を使用していることが考えられるとか、周辺住民もがん等で多数死亡しているなどと主張する。

しかし、被申請人工場からの排出量の問題はおくとしても、上記2(4)で説示したとおり、被申請人が使用していた油類の中に、人にがんを引き起こす十分な証拠がある物質は見当たらない。東専門委員の意見書（職2）によれば、人に胆管がんを引き起こす十分な証拠があるものとして、アフラトキシン（カビ毒）、アルコール飲料、肝吸虫（寄生虫）、1,2-ジクロロプロパン等を、限定的な証拠があるものとしてタンパク同化ステロイド等があるところ、これらの物質等が被申請人工場において使用された事実をうかがわせる証拠もない。周辺住民もがん等で多数死亡しているとしても、それらの事実と被申請人工場とを結び付ける客観的証拠は見当たらない。

以上を踏まえると、被申請人工場の作業環境中に発生する油じんや臭気の排出と申請人の母が胆管がんで死亡したこととの間に因果関係があるとはいえない。

(4) 本件自宅のリフォーム代等について

その他、申請人は、被申請人工場からのばいじんや油臭のため、本件自宅の天井等が黒く変質したり、ベランダが劣化したりしており、リフォームが必要であるなどと主張する。

しかし、上記2で説示したとおり、被申請人工場から粉じんや煤が排出さ

れていた事実を認めるに足る証拠はなく、油じんや臭気についても、本件自宅や申請人の衣類に染み付くほどの量、濃度でもって排出されていたことを認めるに足る証拠もないから、本件自宅の天井等の変質等の原因を被申請人工場に求めることはできない。

- (5) そうすると、本件では、被申請人には、申請人主張のような加害行為と評価されるべき排出行為が認められないだけでなく、被申請人の排出行為と申請人が主張する各被害との因果関係も認めることができない。

4 結語

以上のおりであるから、加害行為、因果関係、いずれの観点からみても、被申請人に申請人に対する不法行為に基づく損害賠償責任の成立を認めることはできない。

よって、本件裁定申請は理由がないから、これを棄却することとし、主文のおり裁定する。

令和2年2月18日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長 荒 井 勉

裁定委員 吉 村 英 子

裁定委員 加 藤 一 実

(別紙省略)